

## 使用許諾契約書

**【重要】このソフトウェアをご使用する前に必ず下記の使用許諾契約をお読みください。**

下記の使用許諾契約（以下、「本契約」といいます）は、「スーパーマップル・デジタル 25 ライセンス」のユーザー様と株式会社マップル（日本国東京都千代田区、以下、「(株) マップル」といいます）との間の契約です。「スーパーマップル・デジタル 25」の製品パッケージに同梱されているインストールマニュアルに記載の使用許諾契約書、インストールの過程およびマニュアルで表示される使用許諾契約書は「スーパーマップル・デジタル 25」のユーザー様向けのものであり、「スーパーマップル・デジタル 25 ライセンス」のユーザー様には、本契約の内容が優先的に適用されますので、あらかじめご了解ください。

お客様が入手した「スーパーマップル・デジタル 25」のソフトウェア・プログラム、地図その他のデータ並びにそれらの媒体及びマニュアル等の関連文書（以下「本製品」といいます）は、下記の契約条件に同意しなければ使用できません。本製品をインストールする前に、下記の契約条件をよくお読みください。下記の契約条件にすべて同意する場合には「同意する」を選択してください。下記の契約条件に同意できない場合には「同意しない」を選択し、本製品を破棄または消去してください。なお、お客様が本製品を使用（インストール、複製、ダウンロード、アクセスを含むがこれに限られません）された場合には、その時点でお客様は本契約に同意されたものとみなされ、本契約の条項が適用されます。

### 第1条 使用許諾

(株) マップルは、お客様に対し以下の権利を許諾します。

- お客様が非営利目的かつ同一組織内で使用する場合に限り、本製品を「スーパーマップル・デジタル 25 ライセンス使用許諾証明書」に記載されたライセンス数（以下「ライセンス数」といいます）のパーソナル・コンピュータ（以下「PC」といいます）及び携帯端末（以下「携帯端末」といいます）「スーパーマップル・デジタル for  $\chi$ 」（“ $\chi$ ”は OS 等に置き替えて解釈される）にインストールして使用することができます。
- 前項を遵守する限りにおいて、お客様は、本製品をネットワークサーバにインストールし、ネットワークを介して利用することができます。
- お客様は、本製品の機能を利用して本製品に含まれる地図データ（以下「本データ」といいます）に図形等の情報の書き込みや加工などを行うことができます。
- お客様は、本データ（前項に従い図形等の情報の書き込みや加工などを行った場合を含み、以下同じです）を印刷することができます。当該印刷物（以下「印刷物」といいます）は、お客様が個人の場合は、私的使用（著作権法に定める、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においての使用をいい、以下「私的使用」といいま

す) の範囲内に限り使用することができます。また、お客様が個人以外の団体利用の場合は、印刷物は、本製品をインストールした PC が設置された部署（部・課など）内に限り使用することができます（ただし、製本・冊子などを含むファイリングは不可とします）。

5. お客様が個人の場合は、本データに含まれる地図画像を非営利かつ個人的な目的で管理運用する Web サイト等に掲載することができます。掲載する地図画像のサイズは最大 640 ドット×480 ドットまでとし、地図画像をつなぎあわせて掲載することはできません。なお本項に定めた以外の条件で Web サイト等に掲載することは、(株) マップルが事前に書面で許諾しない限りできません。また、お客様が個人以外の団体利用の場合は、地図画像を Web サイト等に掲載することは、(株) マップルが事前に書面で許諾しない限りできません。
6. 印刷物及び地図画像は、(株) マップルの著作権表示及び商標表示をしたうえで使用し、著作権表示及び商標表示を削除してはいけないものとします。

## 第2条 制限事項

1. 本契約の各条項に違反して利用することはできません。
2. 本製品に含まれるデータ、プログラム等、または関連情報について、前条で許諾されている場合を除き、転記、抽出、公衆送信（送信可能化を含みます）及び改変・翻案等は一切できません。
3. お客様は、前条に基づき、複製または改変等を行った本製品、本データ、印刷物及び地図画像について、著作権（著作者人格権を含みます）その他の権利を行使することはできません。
4. 本製品及び本製品を利用することにより生じる結果を、利益の有無にかかわらず、下記に定める営業活動及び営利を目的として利用することはできません。ただし、事前に(株) マップルの承諾を得たものに関してはこの限りではありません。
  - ① 販売やサービスなど、収益を目的として利用すること
  - ② 宣伝広告などの販促物や、企画、イベントなど営利を目的として利用すること
  - ③ その他、(株) マップルが営利行為と認めたもの
5. 本製品は 1 つの製品として許諾されています。お客様は、複数種類の媒体によって本製品を受け取る場合であっても、受け取る媒体の種類やサイズにかかわらず、特定の 1 台の PC 及び携帯端末に適する媒体を 1 つだけ使用することができ、本契約で定めた場合を除き、その構成部分を分離して複数の PC または携帯端末で使用することはできず、別の PC 及び携帯端末上で残りの媒体を実行することはできません。
6. お客様は、本製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブル、その他いかなる解析や分析もすることはできません。
7. お客様は、本製品及びその複製物並びに印刷物及び地図画像等を公の秩序または善良

の風俗に反して使用してはなりません。

8. お客様は、本製品をレンタルまたはリースもしくは第三者に譲渡することはできません。
9. (株) マップルは、本製品に関するサポートサービス（以下「サポート」といいます）をお客様に提供する場合があります。お客様は、(株) マップルがお客様に提供するサポート内容の全部または一部を、理由の如何を問わず、文書、Web サイト、電子メール等あらゆる媒体において使用、複製、転載、転記、公衆送信（送信可能化を含みます）、転送、公開、頒布などを行うことはできません。

### 第3条 免責事項

1. 本製品は現状のままで提供され、(株) マップルは、その法律上の契約不適合責任を含め、商品性、完全性もしくは十分な品質を有すること、特定目的適合性または第三者の権利の不侵害の保証につき、いかなる保証もいたしません。また、同様に、お客様が本製品を利用してアクセスできる専用サイト上のコンテンツ（文章、画像、各種データ及びデータベースその他情報等を含み、これらに限られません。以下同じ）、についてもいかなる保証もいたしません。
2. 本製品及びコンテンツについて瑕疵があった場合でも、(株) マップルはその責を負うものではありません。
3. お客様が本製品及びコンテンツの使用（インストール時も含みます）または使用不能の結果として生じたいかなる損害についても、(株) マップルはその責を負うものではありません。
4. 本条他項に定めのない（株）マップルの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に発生した直接かつ通常の損害の範囲内に限定され、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害、及び第三者からお客様に対してなされた損害賠償責任についてその責任を負いません。いかなる場合においても、本契約書に基づく（株）マップルの責任は、お客様が証明する本製品の購入代金を上限とします。
5. 本製品及びコンテンツの仕様並びに提供されるサービスの内容は、予告なく変更される場合があります。
6. (株) マップルは、本製品とともに、第三者のソフトウェア製品（以下「第三者製品」といいます）を提供する場合があります。その場合、(株) マップルによるサポート及び保証等については、以下の規定が適用されるものとします。
  - ① (株) マップルは、第三者製品に関しての操作方法、瑕疵その他に関してサポートを提供するものではありません。
  - ② (株) マップルは、第三者製品の商品性、及び特定目的に対する適合性の保証その他いかなる保証もいたしません。
  - ③ (株) マップルは、第三者製品の使用または使用不能により生じるいかなる損害に

ついても一切責任を負いません。たとえ、(株) マップルがこのような損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。

7. 本契約は、お客様に対する本製品のサポートの提供をお約束するものではありません。なお、お客様がサポートを通じてアドバイスや情報を得た場合であっても、(株) マップルは本契約に規定されている内容を超えて保証を行うものではありません。また、当該アドバイスや情報は、お客様から伝えられた限られた情報に基づいて行われるものですので、(株) マップルは、当該アドバイスや情報について、その内容の真偽、適確性、正確性についていかなる保証もいたしません。
8. (株) マップルは、サポートの一部としてお客様から提供される技術情報を、サポート及び開発を含む商業目的に使用することがあります。また、(株) マップルはこれらの技術情報に関して検討・評価、秘密保持、対価支払等の義務を一切負いません。ただし、(株) マップルはお客様を特定することとなるような方法で技術情報を利用しないものとします。
9. お客様が本製品を日本国以外の外国または地域において使用される場合は、お客様の責任と危険負担においてご使用いただくものとし、(株) マップルはそれらの使用に関して何らの責任も負担しません。また、お客様のそのような使用により (株) マップルに何らかの損害が発生した場合には、お客様に補償していただくものとします。
10. 本条における「(株) マップル」には親会社である株式会社昭文社ホールディングスを含めるものとします。

#### 第4条 著作権及びその他の権利

1. 本製品及びその複製物並びにその印刷物及び地図画像等、コンテンツについての著作権その他知的財産権及び所有権その他の権利は、(株) マップルまたはその許諾者に帰属し、著作権法及び知的財産権法その他の法律並びに条約によって保護されています。本契約は、そのようなコンテンツの権利を譲渡するものではありません。
2. 本契約はお客様に対し、(株) マップルの商標または本製品及びコンテンツに含まれる他社の商標やその他のシンボルマークなどに関する権利を譲渡し、その使用を許諾するものではありません。
3. 本契約において許諾されていない本製品に関する権利は、すべて (株) マップルによって留保されます。
4. 本条における「(株) マップル」には親会社である株式会社昭文社ホールディングスを含めるものとします。

#### 第5条 契約の解除

1. お客様が本契約の条項及び条件に違反した場合、(株) マップルはお客様に対し何ら通知・催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができます。この場合、お客様は、

本製品を一切使用することはできません。また、お客様は契約終了日から10日以内にインストール済の本製品をアンインストールし、本製品の全てを(株)マップルの指示に従い返還または破棄し、その複製物並びにその構成部分のすべて(PC及び携帯端末のメモリ等に組み込まれたものを含みます)を破棄または消去しなければなりません。

2. お客様の契約違反により(株)マップルに損害が生じたまたは生じる可能性がある場合、その損害が直接であるか間接的であるかを問わず、(株)マップルはお客様に損害賠償請求または使用差止め請求等を行う場合があります。
3. 第3条(免責事項)、第4条(著作権及びその他の権利)、第6条(その他)及び本条の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

## 第6条 その他

1. 本契約のいずれかの条項が無効または履行強制ができないとされた場合でも、その他の条項は有効に存続するものとします。
2. 本契約は、日本国法に準拠するものとし、本契約に関する訴訟は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

※本契約に関して不明な点がございましたら、書面にて下記連絡先にご連絡いただくようお願い申し上げます。

〒102-8238 東京都千代田区麹町3-1  
株式会社 マップル

\*「スーパーマップル・デジタル」「Super Mapple・Digital」は、株式会社昭文社ホールディングスの登録商標です。